慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	社会的厚生（選択）と政策プロセス
Sub Title	Social choice and policy-making process
Author	加藤, 寛
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.2 (1959. 2) ,p.123(19)- 132(28)
JaLC DOI	10.14991/001.19590201-0019
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590201-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

展であると、コールが考えようとしていることは、まさに相容れない立場の表明である。この両者の立場は、見方によれば、コールのやや理想的であるのに対して、クレッグの方がいかにも現実的なフェビアニストの立場をとるものであるともいえよう。そしてさらにこのことを別の角度からいえば、国有化された産業の管理が、国家と全国的労働組合（ギルド）の手において行なわれることを主張するギルド社会主義に対して、フェビアニズムの立場においては、国有化された産業の能率的経営は結局国会に対して責任を持つべきものとされ、後者の方がはるかにイギリスにおけるすでに永い間に及ぶ国会民主主義を基盤とする政治の現状に即しているといえよう。「労働者の産業管理」を究局の目標とするギルドソーシャリズムの考え方は、一九二六年のゼネ・ストの失敗によって、イギリスの思想界からは消えうせたと思われているのに、今日なお依然としてコールがその立場を守り続けていることは、人々の注意を強く捉えるものがある。しかしこのコールの思想のなかには、既にイギリス人の心底に奥深く入り込んでいる国会民主主義を否定する傾向のあるのが、何んとしても一般のイギリス人には受け容れ難いことがあると考えられる。

クレッグとコールの見解の相違をこのように対照してみて、さてわが国の場合を省みると、われわれの場合には一般に民主主義が何であるかさえも知られていないのは勿論、また十分に民主主義的でない労使関係のなかへ、労使協議制を持ち込むとしたなら、それが一体どのようなことになるか。この点こそが慎重に検討されねばならぬであろう。

社会的厚生（選択）と政策プロセス

加藤　寛

一

「政策プロセス」と私がよぶのは、政策を成立させる過程である。しかしそれは事務的な手続を意味しているのではない。一つの政策が決定されるときには、その政策がある目的にしたがっていることは自明である。現実の政策には、国家主義的なものもあろうし、独占資本の擁護のための政策もあるであろう。だが、ここで私のとりあげる政策は「正しい」政策である。「正しい」という言葉は規範的な意味を含んでいるので、誤解され易いが、社会成員全部の厚生を達成するような政策ということである。この場合、社会成員の厚生は、各個人の判断によるものであって、恣意的に第三者が決定するのではなく、自己の判断にもとづく厚生である。したがって、目下のところ、この各個人の厚生判断が正しいか否かということは問題にしない。

とにかく、各個人の判断をすべて認めた上で、社会的な厚生が成立できるかというのである。「正しい」政策目的が成立するプロセスは、この意味で、社会的厚生は成立できるかという問題になるのである。これが本論文の主題である。

さてこの問題について、私はすでに次のように論じた。社会的厚生が成立するための一つの方法は、社会全成員の厚生判断を一つに統一せしめることである。もし社会成員がすべて同じことを希求するなら、成員が一人と同じことになり、個人的厚生はすなわち社会的厚生となる。そしてこのことは論理的には不可能ではない。これを私はユナニミティの根拠として論じた。しかしこのような可能性は現実にはきわめて困難である。

私の考察した第二の方法は、多数決原理にもとづくものである。民主々義社会において政党と選挙民とは、市場の需要供給に似て、政権についた政党は、選挙民の思惑どおりに動かざるを得ないこと、それ故にユナニミティの成立し得ることを論じた。しかしこれも民主々義が理想的におこなわれた場合の論理であって、現実に提

示できるものではない。

そこでこの小論では、もう一歩現実に近づけて、個人的判断を反映し得るような社会的評価の成立を考察してみたい。

第一に、アローから出発して Group Decision Making として発達している最近の若干の理論を紹介し、そこから、効用のつかまえ方を述べ、さらに今後の問題を指摘しておきたい。

(注) 最近の Decision Making の展望については、K. J. Arrow: Utilities, Attitudes, Choices. A Review Note. Econometrica, Jan. 1958. アローの分類によれば、以下の考察はクームズの系統に属することになる。

二

アローの問題は、個人的選好から、社会的選好（選択対象の社会的順序づけ）を導びく手続が成立できるかということであった。そしてその答は否であった。しかし現実には社会的決定で問題となるのは、社会的「順序づけ」であるよりも、むしろ選択対象の中から最も選好されるものを、選びだすということである。これをアロー流の社会的厚生から区別して社会的選択（Social Choice）とよぶ。この社会的選択について若干の考察をする前に、基本的なことについて説明しておこう。

社会の成員が n 人から成るとし、その集合を N とする。

$$N=\{1, 2, 3, \ldots\ldots, n\}$$

この n 人の個人が m 個の選択対象(x)をもち、その集合を S とする。

$$S=\{x_1, x_2, x_3, \ldots\ldots x_m\}$$

個人 i の選好による x の順序を $R_i(S)$ とあらわし、社会的選好による順序づけを $R(S)$ とあらわす。

アローは個人的選好による順序づけ $R_1(S), R_2(S), \ldots\ldots, R_n(S)$ から社会的選好による順序づけ $R(S)$ を導びく手続を社会的厚生函数とよんだ。W を社会的厚生函数とすれば、

$$R(S)=W\{R_1(S), R_2(S), \ldots\ldots, R_n(S)\}$$

これと同じように、社会的選択函数 V を、個人的選好による順序づけから決定すれば、(C(S) を集合からの選択とする)

$$C(S)=V\{R_1(S), R_2(S), \ldots\ldots R_n(S)\}$$

このことから明らかなように、社会的順序づけを決定した社会的厚生函数は、社会的選択をも決定するが、逆は成立しない。(注1)

さてこの決定のプロセスを考えてみよう。マトリクス U において列は社会的選択をあらわし、行は個人の価値をあらわすとする。すなわち、個人 j が社会的選択 i に基づく価値は u_{ij} である。これは個人 j に対する社会的選択 i の効用をあらわすが、普通は個人 j によって社会的選択 i に与えられた順序を示す。たとえば個人 j が社会的選択 i を最も選好しないなら、$u_{ij}=1$ 二番目に選好しないなら $u_{ij}=2$ というようなものである。

ここで問題は、個人の集団によって、最も選好される社会的選択たらしめるよう、各個人の価値を統合することである。

いま効用の $u \cdot v$ というペアに関して、

(1) ${}_uP_v$　(2) ${}_vP_u$　(3) ${}_uI_v$

という決定の一つがなされると仮定する。

(${}_uP_v=u$ is prefered to v. ${}_uI_v=u$ is indifferent v.)

$u \cdot v$ は $S(u, v)$ であり、(1)(2)(3)のそれぞれの成立において、$+1$ -1 0 であるとする。この場合もし

$$\varphi(i, k)=\sum_{j=1}^{n} s(u_{ij}, u_{kj})>0$$

であるなら、列 k をともなう選択において、列 i は多数票を得るであろう。列 i は、もしそれが他のすべての列をともなう選択において多数票を得るなら最上と考えられるのである。すなわち、列 i は、$\varphi(i, k)>0$ $(k \neq i)$ のとき選択される。

しかし、社会的選択函数を定義することは常に、インプリシットにまたはエクスプリシットに二つの価値判断を含んでいる。それは

(1) 社会における各個人による相対的秤量

(2) 各選好票に与えられる相対的秤量

である。

これを考慮にいれて社会的選択函数を構成してみよう。(注2)

いま h 時点における i 個人が、選択物 j に対してもつ理想的価値を C_{hij} とし、選択物の価値を Q_{hij} とすれば

$$|T_{hij}|=|Q_{hij}-C_{hij}| \qquad (1)$$

は、個人 i の、選択物 j に対する効用をあらわす。そして、選択物 j と k との二つの間の選好判断におけるインフォーメーションを決める規準は、もし ${}_jP_k$ であるなら

$$|T_{hij}| \geqq |T_{hki}| \qquad (2)$$

(1)式によって定義されたような「強度」によって、選好が秤量されているとすれば、社会的効用は、その算術平均（この場合、人数は N 人、時間は t だから総数は Nt）で得られるから、選択物 j に対する社会的効用は

$$|T|_j=\frac{1}{Nt}\sum_i\sum_h|T_{hij}|$$

ただしこの値は、個人の効用の強度が絶対的な大いさで与えられない限り決定できない。しかし次の条件を与えれば、$|T|_j$ は j について順序づけられる。

いま、各選択物が、図のように単一の潜在的性質をもっているとする。これを結合スケール（尺度）または J スケールとよぼう。一個人が選好をするとき、彼は(1)(2)式にしたがって、彼の理想により

近い選択物を選ぶであろう。もし、AをBより選好するなら、彼の理想は中点ABより左側に位するであろう。同じくEよりBを選好するなら、彼は中点EBより左側に位置する。このように、中点で区切り、個人が、その分割部分の一つに位置しているなら、判断は合理的（アローの意味で移行的）である。そして判断は選択対象の順序によって示される。これを個人のIスケールとよぶ。各Iスケールは、中点の隣接対象（もちろん両端は例外）によってきめられたJスケールに対応している。

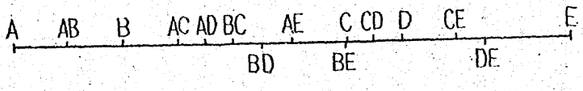

そこで条件とは、

(1) 選好判断は単一潜在的性質をもつこと。すなわち、IスケールがJスケールに対応していること。

(2) 判断がJスケールに対象的に配分されていること。

(3) このJスケールに対して共通の尺度が与えられていること、である。

これらの仮定が与えられるなら、[H]…j の量、すなわち、選択対象jの社会的効用は、jに対する個人の絶対的偏差の算術平均として求められることになる。

（注1） L. A. Goodman: On Methods of Amalgamation, 1954.

（注2） C. H. Coombs: Social Choice and Strength of Preference, 1954.

三

以上によって、われわれは、社会的政策の決定されるプロセスの可能性を、かなり明らかになし得たと考えるが、これをもう少し定式化してみよう。

すでに述べたように、アローは五つの条件を満たすものを社会的厚生函数とよんでいる。（注1）

第一に、三つ以上の選択対象が存在し、社会の成員は、これらの選択対象の順序づけを任意にすることが許され、比較可能性と移行性の二公理が与えられているとき、これらの個人的順序づけの集合に対し、社会的順序が対応しなければならない。

第二に、ある選択対象が、すべての個人の順序づけにおいて変化するとき、社会的順序づけにおいても変化しなければならない。

第三に、問題となっている選択対象の集合の他の集合の選択対象の変化から、社会的順序づけは独立である。

第四に、社会的順序づけは、個人的順序づけから独立であってはならない。

第五に、社会的順序づけは、ある一個人の順序づけにのみ対応してはならない。

右の五つの条件のもとで、個人的順序づけが与えられたとき、社会的順序づけを決定するようなプロセスまたは法則はあるかというのがアローの問題であった。そしてその答は否である。

しかしこのアローの問題は、社会的順序づけを求めているのであって、社会的選択を求めているのではない。前述のごとく、社会的順序づけを求めれば、社会的選択も決まるが社会的選択を求めることは、社会的順序づけを求めることではない。そこでまず、社会的選択の必要かつ十分条件は何であろうか。（注2）

われわれは、いま、各個人が、その最も望む選択対象にのみ投票し、得票数の最大な対象の集合を社会的選択とすることにしよう。

第一に、すべての個人の順序づけと対応する社会的順序づけがなければならぬことはいうまでもない。（アローの第一条件と同じ）

第二に、社会的選択函数はシンメトリック函数である。すなわち、どの二人の順序づけを交換しても、結果は変らない。

第三に、個人的順序づけが、すべて逆になったときには、社会的選択も逆になる。

第四に、他のすべての個人的順序づけは不変であるが、一個人の一選択対象についての順序づけが1より大になったとき、社会的選択も同じく変化する。

この四条件のうちで、アローの条件が含まれないのは、第三条件である。ヒドレスは、このアロー第三条件を望ましくないとしている。（注3）たとえば、二人の個人i・jと二つの選択対象x・yを考えよ。第一のケースでは、iは、どうにかyよりxを選好し、jは強くxよりyを選好する。第二のケースでは、iは強くyよりxを選好し、jはどうにかxよりyを選好する。しかるにアローの第三条件ではxとyとの社会的順序づけは、第一・第二のケースとも同じことになる。これがおかしいと、ヒルドレスは論ずる。このことは結局、アローの除いた個人間の効用比較をもちこむことになる。かくて、問題は個人間の比較をせずに厚生は可能か否かではなく、どの種類の個人間比較ならよろしいかである。

それではアローの第三条件を、社会的選択は満たすであろうか。（注4）

いま、x_1・x_2・x_3の選択対象を、i_1・i_2・i_3・i_4・i_5の個人が選好するとしよう。x_1を選好する者が二人、x_2を選好する者が二人、x_3を選好する者が一人である。そこでx_1とx_2がこの場合の社会的選択である。次にx_1とx_2とについての、選好を考えると、上表では、x_1を選好するもの三人、x_3を選好する者は二人となり、x_1が社会的選択となる。この場合、もしアローの第三条件を与えておれば、

	x_1	x_2	x_3
i_1	1	2	3
i_2	1	2	3
i_3	2	1	3
i_4	2	1	3
i_5	2	1	1

	x_1	x_2
i_1	1	2
i_2	1	2
i_3	2	1
i_4	2	1
i_5	1	2

このような社会的選択のくいちがいは許されないことになる。しかし、第三条件をはずしておけば、社会的選択は成立することになる。しかも、われわれは、前述のごとく、アローの第三条件をはずしているから、社会的選択は成立するのである。

それでは次に効用の個人間比較のつかみ方を考えてみよう。

（注1） K. J. Arrow: Social Choice and Individual Value, 1951.
（注2） K. O. May: A Set of Independent Necessary and Sufficient Conditions for Simple Majority Decision. Econometrica, Oct. 1952.
水野正一「社会的選択函数」経済科学一九五四年二号。
（注3） C. Hildreth: Alternative Conditions for Social Orderings. Econometrica, Jan. 1953.
（注4） 水野氏前掲論文。

四

「厚生経済学にとってこの問題は重要である。何故なら、もし各個人の満足が比較され得ないなら、主題の大部分が害われるからである。もし一人が若干所有を増し、他の誰もが何も失なっていないなら、全員の厚生は、彼らの嗜好に変化のない限り、増大していると、我々は言いたいのである。しかし、富者と貧者との間の暗黙の比較について我々は何もいっていないのである。かくて、満足または効用の個人間比較が可能であるか否かを問うことは、無益な質問ではない。」（注1）

A・C・ピグーによって代表される「厚生」経済学は、一九三〇年代、個人間の効用が可測であるという前提に立っていると批判され、この批判により、彼の立つ基盤は脆くも崩れ去ったかの感があったが、彼はなお、前掲のごとき質問を無益とは考えていなかったのである。

果たして個人間の効用を比較することは可能であるのか。これに対する解答は、七つに集約される。

(1)多くの厚生経済学者は、個人間比較は本質的に先天的に不可能であると主張する。すなわち、一個人が選好表にしたがって、最大満足を達成するように行為すると仮定して、その結果を推論することはできても、二人の個人のそれぞれの享受の程度を比較することはできない。何故なら二人のめもりはちがった座標に属しているからである。アローの表現を借りれば、「効用の個人間の比較は無意味であり、個人の効用の可測性には厚生比較に適切な意味がない。」（注2）

(2)ラーナーによって代表される立場である。（注3）彼は多くの厚生経済学者と同様に、各個人の満足は同じものでないから比較することはできない。故に総満足極大も不可能である。しかし、他の分配から得られるプロバブルな総満足より大きな、フロバブルな総満足極大の所得分配は可能である。そこで、二個人のいずれが所得の限界効用がより高いかを見つけることはできなくても、総満足のプロバブルな価値は所得を平等に分配することによって極大化されるというのである。

(3)第三の立場は、実際には個人間の比較はできないけれども、満足の能力は平等であると考える。

(4)第四の立場は、個人間の比較もできないし、実際満足の能力も平等ではないけれども、基本的には平等であり、差異は文化的な差異に基づくのであると考える。

(5)第五番目に考えられる立場は、完全に自由な市場を想定し、買う人は満足を得、買わない人は別なものを買って満足していると考え、ここから個人間の評価を論ずることができるとする。

(6)この立場は常識にもとづいて、AはBよりも幸福であるといえると考える。リトルの見解もこの線に沿うものである。（注4）

(7)社会の成員を、子供・夫婦・成人などのように分類して、それらのグループそれぞれには共通の効用があるとする考え方が、第七番目に考えられる。

第一の立場は、いささかかたくなな信念にもとづいているようである。たしかにわれわれの選好表は同じ環境でも異なっている。しかしその反面、似ている点も、そしてそれが次第に増していることも見逃してはならない。

第二の立場は、所得分配の平等化によって満足をおそらく極大にできるだろうと考えているのであるが、満足は平均化だけではなく、社会的人間としての面も考慮さるべきであろう。

第三・第四はアプリオリな前提にもとづいているし、第五は、市場の完全競争を想定している。第六の判断者は結局個人にすぎないであろう。第七では、分類が自然物的で、社会的でない。このような分類では、社会的に効用が左右されることをつかめないであろう。

以上のように、効用にはいろいろのつかみ方があり、さらにはノイマン流のいき方もあるが、（注5）結局の所、われわれにとって必要なつかみ方は、効用を個人の効用としてではなく、社会的効用としてつかむことにほかならない。しかしこの方面の研究はいまだ十分のものではない。ここでは、ヒックマンとクーンの考え方を示すにとどめたい。（注6）

(一) 最も包括的にいって、価値とは、個人にとって社会的目的であるとする。

(二) 個人自身は、他の諸目的のすべての判断の基になる基本的価値である。

(三) 個人自身は、彼の他の諸価値の予言的指標である。

(四) 個人にとって基本的価値は社会的成員としての彼の本体の中にあるから、彼は自己の他の諸価値を順序づけている。この順序づけによって、より低いまたは中間的な価値は、より高い価値から導出される。かくて満足もそれにともなうとする。

(五) 一個人の諸価値は彼自身の態度をきめる過程で獲得されるということは、諸価値と基本的価値とのこの関係から生ずる。

(六) 一集団の諸価値は他集団の諸価値と両立しないことが多い。

(七) 現実社会の成員は、数集団に所属している。

(八) 一集団の価値は成員の立場と役割によって、異なる影響を与える。

(九) 満足における個人間の差異は、(六)(七)(八)による。

(一〇) (六)(七)(八)によって個人は矛盾した諸価値をもっていることが多い。

(一一) いわゆる非合理的行動は(一〇)による。

このように効用ということを考えると、前節の多数決については、次のようにいうことができるであろう。(注7)

いま第1表のように選好が与えられたと仮定しよう。

〔第1表〕

	投票者 A	B	C
政策 1			
M	1	10	8
N	100	9	5
政策 2			
M′	10	10	16
N′	9	9	17

〔第2表〕

	投票者 A	B	C
政策 1			
M	1	10	8
N	100	9	5
政策 2			
M′	10	10	16
N′	9	9	20

(数字は効用の単位を表わす)

投票者Aは政策1に対し圧倒的な支持を与えている。しかしNN′の少数糾合戦略をとってもN党はM党に勝つことはできない。それはCがN′をあきらめてMをとるからである。すなわち彼は、少数政策より多数政策に対してより強い選好をもつからである。ところが第2表のようにCの選好が変ると、この時、少数糾合戦略が有効になるであろう。(ここで用いた数字は決して選好をカーディナルに考えようとするものではない。序数的にいうなら第1表でCはMM′をNN′より選好するが、第2表では逆になる。この場合政策に対する嗜好を比較しているだけであるから、基数的効用を必要としない。ただ数字は便宜のためのみである。)

こうして、効用の強度が多数決に反映するということができる。

(注1) A. C. Pigou: Some Aspects of Welfare Economics. American Economic Review., June 1951. p. 292.

(注2) K. Arrow: Social Choice and Individual Values, 1951. p. 9.

(注3) A. Lerner: The Economics of Control, 1944. pp. 28～29.

(注4) I. M. D. Little: A Critique of Welfare Economics. 1950. p. 56.

(注5) 拙稿「ロバートソンをめぐる『効用』論争」三田学会雑誌 49巻3号。

(注6) C. A. Hickman & M. H. Kuhn: Individuals, Groups, and Economic Behavior, 1956. p. 160.

(注7) A. Downs: An Economic Theory of Democracy, 1957. pp. 64～66.

五

つぎに、われわれは、社会的に選択された選択対象と、その選択

された対象の正しさを、政策学の立場からどのように考えるべきかを考察しよう。

政策学は、政策のよってきたるところを叙述すればよろしいのであって、その正しさということを判定する必要はないという見解がかなりひろくおこなわれているが、ある政策目的を正しいのだと主張することとは別に、いかなる政策目的が正しいといわれるのかという根拠は、政策学の重要な問題であり、このことを実証科学の任務として否定する人はあるまい。もちろんこのことは、直ちに、政策目的を正しいと主張することではない。ある正しい政策目的が決定作成されるに至るプロセス、そのプロセスによって、何故正しいものとなるのかが訊ねらるべきだというのである。(注1) そしてその根拠が求められたならば、その根拠にもとづいて発言し実践することは、実証科学の役割ではなく、その根拠の役割である。実証科学はそのもとづく根拠を明らかにすることはできても、根拠自体の価値批判は哲学の問題であるから実践すべき役割と責任とをもたないのである。換言すると、相対立する立場を統一すれば正しい立場になること、そして正しくはそうすべきであることを知ることができても、それを主張し実践するのは、哲学であり実証科学ではない。しかし政策学者は正しい政策を提供することができる。このような意味で、私は、「正しい」政策目的を提供することを科学者のなし得ない仕事である、と考えるせまい意味での価値判断排除論者には反対である。何故なら、すべての判断が個人的にのみ正しい信念であるとしても、それを統合してできた判断は、社会的に正しい信念となり、いかなるプロセスが政策を正しいものとするかということはフォーミュライズできるからである。

私は「社会的厚生函数」という言葉を極めて広義に解釈し、すべての承認し得るような政策目的を成立させるプロセスと考えている。それ故もし与えられた個人評価のもとで社会的厚生函数が成立したなら、それは個人的厚生(これだけでは個人の規範ではあっても社会的規範ではない)を反映させているものである以上、この政策目的には価値批判の余地はない。個人評価を社会評価にするのが、われわれのいうプロセスである。しかしながら、この政策目的の成立に際し、各成員がすべて納得の上にユナミニティが成立したのなら問題はないのであるが、このような理想的な結果ははなはだまれであって、現実には多数決によっておこなわれることがきわめて多いと考えられる。本論で考察した社会的選択はこのタイプである。このような場合、たとえ非賦課的・非独裁の条件が満たされていたとしても、政策目的成立の結果、若干の成員は非納得の状態にあるであろう。かかるとき、この政策目的の正しさはどこにあるのであろうか。

社会的厚生函数では、正しさの規準を個人の判断におくから、不満な個人の存在は、政策目的の正しさを損なうものである。もちろん不満な個人といえども、多数決のルールを承認し、しかもその中ででき得る限りの厚生極大をおこなった以上、彼らが無視されてい

るとはいえないから、やはり消極的には正しさの保障となっていると考えることもできる。しかし正確には、ブキャナンの指摘するように、「多数決原理のコンシステンシーを考察するためには、各成員の評価が政策決定作成プロセスの間に変化しないという仮定をおかねばならない。」(注2) この仮定はある場合には有用であるけれども、「論議をつくす政府」すなわちデモクラシーを認める限り、各成員の評価は決定プロセスにおいて変化すると考えるのが妥当である。そこで各成員評価の不変を前提することは、多数決原理の問題を無意味にする。各成員の評価が変化することを認めれば、多数者が固定化しない限り、少数者は自己の評価を革命的でない方法で表現し、相対的な同意に達せしめることができ、ここに社会的厚生函数を成立せしめるプロセスに、「正しい」根拠を与えることとなろう。

以上の論述を簡単にまとめれば次のようになる。

社会成員各個人の判断を正しいものとすれば、これら各個人の判断を社会的に統合することができるであろうか。(一節に述べたことは省略)

第一に、最も望ましいものだけを選びだすのであれば、アローの第三条件をはずせば可能である。

第二に、効用を社会的効用としてつかまえ、効用の強度を単一尺度であらわせれば、可能になる。その試みの一つが、四節末のダウンズの方法である。

ここまで問題を展開してくると、われわれが、「正しい」ことの規準として考えている、各判断の合理的な調和、(すなわち情緒的判断が理性によって修正されつつ、より広い基礎の上に立つこと)が、完全な形ではあらわれなくなり、それだけ「正しさ」の度合が減じていくことになるのではないかという疑問が生じてくる。

しかし、判断が正しくなるというのは、各種判断を統合していくプロセスにもとづくのであるから、そのルールに遵守していく限り、「正しさ」は成立すると考えてもよいであろう。

最後に残された問題は、個人的判断自体を価値批判して、ある唯一に正しい判断があるとすれば、どうなるであろうか。(注3) われわれの考え方からすれば、その唯一の判断は、実はそのままでは正しくないのであり、各種判断と統合されることによって、はじめて正しいものとなるのである。

(注1) 拙稿「経済政策の目的と価値判断」三田学会雑誌50巻3号。

(注2) J. M. Buchanan: Social Choice, Democracy, and Free Markets, J. P. E. April, 1954.

(注3) これについては、稲毛満春氏の日本経済政策学会年報(一九五七年)所収論文参照。アローの証明そのものについてはあらためて論究したい。(Blau "Economometrica" April, 1957.)

スチュアート・マルサス・ケインズ

——貨幣分析の一系譜——

松浦保

一 序説

(1) 問題の提起

一九三六年、J・M・ケインズが『雇傭・利子及び貨幣の一般理論』(The General Theory of Employment, Interest and Money, 1936) を出版して以来、既に二十年の年月が過ぎ去った。その間、ケインズの理論は種々の批判にさらされ、且つ様々の面に彫琢が加えられて来た。しかも、現在、その理論は、学史上、重要な地位を占めるに至っている。多くの経済学史研究者は、ケインズ理論を経済学の歴史の流れに如何に位置づけるべきかについて非常な関心を示し、幾多の試みを企てている。また、ケインズ革命と呼ばれる・新しい評価の脚光を浴びて、従来の学史研究では片隅に追いやられていた・ある種の理論が華々しく舞台に登場してきたのも事実である。

ケインズは『伝記論集』(Essays in Biography, 1933) および『一般理論』の中で、自己の理論の先行者を指摘し、その連繋を明らかにしている。(注1) しかし、その後、ケインズが認めた先行者は果して正当であったかどうか、また、その連繋の認識は妥当かどうか、幾多の研究者によって論議が重ねられてきた。(注2) そこで、私は、ケインズが自己の理論の先行者として認めた重商主義およびマルサスの理論を検討し、もう一度、前述の疑問を確め、その正否をあきらかにしたい。この事は次の点を示すことに役立つかもしれない。すなわち、これら両理論との関連から考えられる・ケインズ理論の経済学史上の地位、これである。

ここで、特に断って置く必要があるのは、重商主義理論の中から、特にスチュアート理論を選び出したことについてである。それは、スチュアート理論が、重商主義理論において、最も体系的・包括的理論であり、最も秀れた理論の一つであると見ることができるからである。アダム・スミスの『国富論』(Wealth of Nations, 1776) は重商主義に対する批判攻撃から誕生した書であるが、その